

令和 2 年度知夫里島島留学制度実施要項

令和元年 5 月 知夫村

■ 募集概要

本村は、一島一村の小さな村です。平成 25 年度より「知夫里島学び舎構想」を掲げ、平成 27 年度より県内 2 校目の小中一貫校として、新たなスタートを切りました。人口 600 人という小規模の中、豊富な地域資源（ひと・もの・こと）を最大限に生かし、学校・家庭・地域が協働しながら子どもたちの学習・生活面の一貫した指導を整理・強化しています。

離島での田舎ぐらしや知夫小中学校の学校生活の中で、「豊かな心を持ち、創造性に富み、たくましく生きる知夫の子」を育みます。

美しい景色・壮大な自然の中で、魅力あふれる地域の人が子どもたちのくらしだけでなく、学校生活にも多くの関わりを持ちます。小さな学校・地域を生かした特色ある教育を実現し、自然体験や地元の子ども・地域との相互交流の中で、教育活動の充実及び地域・社会の活性化を図ることを目指します。

本村は、特色ある教育環境を広く島外に開き、「600 人の家族とくらす島留学」をコンセプトに、令和 2 年度 4 月から 1 年間、島留学をする島留学生を募集します。

■ 知夫村立知夫小中学校

〒684-0102

島根県隠岐郡知夫村 1053 番地 1

■ 募集学年

令和 2 年度 小学 5 年生～中学 3 年生

■ 募集人数

1～8 名（男子：最大 4 名・女子：最大 4 名）

※必ずしも 8 名を受け入れる訳ではありません。

※現在の島留学生の継続意思によって受け入れ人数が変わってきます。

■ 募集イベント

知夫村 HP 参照 (<http://www.vill.chibu.lg.jp/gyosei/life/needs/needs03/77>)

■ 島留学期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※継続可能。継続をご希望の場合は、継続審査があります。

■ 応募条件・注意事項

- (1) 令和2年4月時点で、小学校5年生から中学校3年生までの小中学生。
- (2) きちんと学校生活を送り、親と離れても学校に通えると約束できること。
- (3) 令和元年度中に、保護者共に知夫村を訪れ、島留学短期体験に参加すること。
- (4) 知夫村の離島特有の生活環境について保護者及び島留学生在が理解していること。
- (5) 島留学生は知夫村に住民票を移し、島留学期間中は知夫村民として過ごすこと。
- (6) 保護者は教育委員会が指定する期日までに毎月の島留学費用等を納入すること。納入の遅延が常態化した場合には、教育委員会は島留学の契約を解除することができる。
- (7) 島留学生は教育委員会が指定する閉寮期間中は、親元に帰省しなければならない。
- (8) 学校、寮及び教育委員会は島留学生に対し、学習指導、生活指導を実施する。
- (9) 学校生活・寮生活に不適応が発生し、指導を受けても改善されない場合は、保護者に対し教育委員会が島留学契約の解除を通知する。これに対し、異議を唱えないこと。また、保護者の言動や行動についても同様に契約解除の対象とする。

■ 生活

知夫里島はぐくみ寮にて、ハウスマスター・他の島留学生と共同生活をする。

※男女別寝室・風呂・トイレ、学習スペース、交流スペースあり

※ハウスマスター…保護者代理として島留学生の教育指導・世話にあたる寮スタッフ

■ 住居

知夫里島はぐくみ寮（H28年度完成）

〒684-0100

島根県隠岐郡知夫村 1141 番地 4

■ 知夫里島はぐくみ寮における管理体制

- (1) 教育委員会及びハウスマスターは、島留学生に対し、1日3食（学校登校日は学校給食があります）・毎日の入浴の機会等を提供します。
- (2) 教育委員会及びハウスマスターは、衛生的で快適な環境の提供に努めます。
- (3) 島留学生は、自分の部屋の掃除はもちろん、共有部分の掃除も自分たちで行います。
- (4) ハウスマスターは、島留学生のメンタルケアを含めた生活指導、保護者・学校・教育委員会との連絡を行います。
- (5) 保護者は子どもたちの行動には責任をもち、関係者と連携して子どもたちの育成に協力していただきます。
- (6) 全体の調整と指導、保護者への主な連絡・調整は教育委員会及びハウスマスターが中心となって行います。

■ 費用(月額)

小学生 島留学費用 43,000 円+その他諸経費

中学生 島留学費用 45,000 円+その他諸経費

※ 参考

島留学諸経費：5～6万円程度

内訳：給食費・PTA会費・お小遣い・船賃・医療検査代・イベント参加費 など

※ 村からの助成

- ・ 子どもの医療費無料
- ・ 子どもの通院費助成
- ・ 公費負担患者の通院助成
- ・ 子育て支援奨励金(月額 5,000 円)
- ・ 修学旅行費無料
- ・ 部活動遠征費無料

※月の途中で入寮または退寮した場合でも欠食分を除き、ひと月分を徴収します。夏休み、年末年始などの閉寮期間中の島留学費用は欠食分の精算をします。

■ 選考の流れ

- (1) 書類請求・問い合わせ
- (2) 短期体験参加（会場：知夫里島）
※知夫村 HP 参照 (<http://www.vill.chibu.lg.jp/gyosei/life/needs/needs03/77>)
- (3) 一次選考（書類選考）
- (4) 二次選考（面接 会場：知夫里島） ※12月21日（土）予定
- (5) 合否通知 ※1月中予定
- (6) 契約書締結
- (7) 島留学決定

■ 契約・解約

島留学希望者とその保護者は、合否決定後、知夫村との間で契約書を交わし、解約規定事項に該当する場合は、解約と致します。

■ その他

- (1) 離島ゆえに船が欠航する場合があります、その場合には、往来ができなくなります。また、特に冬の時期は海が荒れると欠航しやすく、船が出ても揺れやすくなります。短期体験、選考会などで知夫里島を訪れる際はご注意ください。
- (2) 本村は、小中学生の修学旅行費、医療費無料、その他の助成など、保護者の負担軽減を図っておりますが、経済事情、財政事情により条件が変更になる可能性があることをご承知願います。
- (3) 島留学に興味のある児童・生徒、またその保護者は、別紙短期体験申込書に必要事項記入の上、郵送またはメールにて申込み期限までに知夫村教育委員会までご連絡ください。
- (4) 医療機関について、知夫村には、診療所・歯科診療所がございます。医師の判断により診療所では対応できない場合は、隣の島の島前病院・隠岐病院もしくは、ドクターヘリにより本土の病院へ搬送、などの迅速な対応を致します。

■ 問い合わせ先 知夫村教育委員会 担当：宮野

〒684-0102 島根県隠岐郡知夫村 1053 番地 1

TEL(08514)8-2301 FAX(08514)8-2302

E-mail:shimaryu@chibu.jp